

《 こんなとき 民事調停制度 があります 》

隣に
静かにして
ほしい

交通事故の
解決で
困っている

貸した
お金を返して
ほしい

隣の植木の
枝を切って
ほしい

敷金を
返して
もらいたい

よくある
疑問

1

「話し合い」って どうやるの？

裁判官と調停委員が
お話を伺います。

裁判官と調停委員が、当事者の間に入って話し合いをします。話し合いは**非公開**なので、他人に話を知られることはありません。

2

手続きは 難しくないの？

書式も充実、一人でも
手続きができます。

申立書の書式が簡易裁判所の窓口やウェブサイトがあり、簡単に手続きが出来ます。法律の知識がなくても、大丈夫です。

3

話し合いができた 後はどうなるの？

判決と同じ効果があります。

例えば、話し合いができた（調停が成立した）内容のとおりにお金が支払われないと、**強制執行**ができる場合もあります。

4

終わるまでの 期間は？

早く解決できます。

多くの事件が申立から**3カ月以内**に調停が成立するなどして終了しています。

5

お金はいくら かかるの？

安くすみます。

手数料の額は、争いの内容によって異なりますが、民事裁判と比べて**安い費用**で済みます。

例えば、10万円の代金を請求する場合にかかる費用は、手数料500円と郵便料金です。

詳細な内容は相談会でご相談・ご確認ください。